

米穀の新用途への利用の促進に関する法律案新旧対照条文目次

一	食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）	………	（附則第三条関係）	1
二	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）	………	（附則第四条関係）	2

米穀の新用途への利用の促進に関する法律案新旧対照条文

○食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）（附則第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（権限） 第四十条（略） 2（略） 3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）、畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十二年法律第九十八号）、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）、有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第百十二号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第 号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。	（権限） 第四十条（略） 2（略） 3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）、畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十二年法律第九十八号）、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）、有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第百十二号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

改 正 案	現 行
（目的） 第二百二十四条（略） 2 この節において「農業経営基盤強化事業」とは、農業経営基盤の強化に資するための事業であつて次に掲げるものをいう。 一・二 （略） 三 農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）第三条（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第十一条第一項又は米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第 号）第八条第一項の規定により適用する場合を含む。以下この節において同じ。）の規定による貸付け 四 （略） 3・4 （略） （歳入及び歳出） 第二百二十七条 農業経営基盤強化勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イゝハ （略） ニ 農業改良資金助成法第十四条第二項（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十一条第一項又は米穀の新用途への利用の促進に関する法律第八条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定による償還金（農業改良資金助成法第十六条第一項及び第二項（これらの規定を中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十一条第一項又は米穀の新用途への利用の促進に関する法律第八条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定による納付金を含む	（目的） 第二百二十四条 （略） 2 この節において「農業経営基盤強化事業」とは、農業経営基盤の強化に資するための事業であつて次に掲げるものをいう。 一・二 （略） 三 農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）第三条（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第十一条第一項の規定により適用する場合を含む。以下この節において同じ。）の規定による貸付け 四 （略） 3・4 （略） （歳入及び歳出） 第二百二十七条 農業経営基盤強化勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イゝハ （略） ニ 農業改良資金助成法第十四条第二項（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十一条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定による償還金（農業改良資金助成法第十六条第一項及び第二項（これらの規定を中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十一条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定による納付金を含む。）

2
7
二
ホ
ト
（略）
（略）
（略）

2
7
二
ホ
ト
（略）
（略）
（略）